使用料の改定内容(コミュニティセンター)

改定の内容

改定前	改定後
コミュニティセンター	コミュニティセンター
区分 午前9時午後1時午後6時午前9時午後1時午前9時	区分 午前9時 午後1時 午後6時 午前9時 午後1時 午前9時
~正午 ~午後4 ~午後10 ~午後4 ~午後10 ~午後10 ~午後10	←正午 ←午後4 ←午後10 ←午後10 ←午後10 ←
時30分時時時30分時	時30分 時 時30分 時
午前 午後 夜間 午前・午午後・夜 全日	午前 午後 夜間 午前・午午後・夜 全日
後間	後間
王大ホール 1,500円 3,000円 4,500円 4,500円 7,500円 9,000円	大ホール 1,300円 2,700円 4,000円 4,000円 6,700円 8,000円
日の大会議では、大会議をは、大会議会は、大会議をは、大会議をは、大会議をは、大会議をは、大会議をは、大会議をは、大会議をは、大会議をは、大会議をは、大会は、大会議会は、大会議会は、大会議会は、大会議会は、大会議会は、大会議会は、大会議会は、大会議会は、大会議会は、大会議会は、大会は、大会は、大会は、大会は、大会なない、大会なない、大会ないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるな	白 及 び 室) 土 曜 日
日大ホール 2,000円 4,000円 6,000円 10,000円 12,000円	日大ホール 1,800円 3,600円 5,400円 5,400円 9,000円 10,800円
で で で で で で で で で で で で で で	で で で で で で で で で で
	備考
	6 市外の者が使用する場合の加算
	市外に主たる事務所を有する法人、事業所又は団体(主たる事務所
	を位置付けていない団体にあっては、その団体の代表者の住所をい
	う。)が使用する場合は、その区分の使用料の 100 分の 100 に相当す
	る額を加算する。

7 営利目的の使用に係る加算
営利を目的とした物品の展示又は販売のために使用する場合は、そ
の区分の使用料の 100 分の 100 に相当する額を加算する。

改定の適用日

令和4年10月1日

問い合わせ先

協働推進課 ☎587-6043